

第 2 期宮崎県国民健康保険運営方針の策定について

令和 2 年 7 月 14 日

国民健康保険課

1 概要

県では、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに県内市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第 82 条の 2 の規定により、国民健康保険事業の運営に関する方針「宮崎県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）を定めている。

この運営方針は 3 年に一度見直しを行うこととしており、年内を目処に令和 3 年度から令和 5 年度までを期間とする第 2 期運営方針を策定する。

2 今後のスケジュール

7 月 14 日（火）	・ 第 1 回宮崎県国民健康保険運営協議会（諮問） 〔時間：午後 3 時～午後 4 時 30 分〕 〔場所：県庁 7 号館 4 階 745 号室〕
8 月～9 月	・ パブリックコメントの実施
10 月～11 月	・ 市町村へ意見聴取（法第 82 条の 2 第 6 項） ・ 第 2 回宮崎県国民健康保険運営協議会（答申）
12 月	・ 第 2 期運営方針の決定、公表

令和2年度スケジュール

		国保運営方針	県国保運営協議会	納付金・予算等	県・市町村等協議	
令和2年度	4	第1期運営方針に沿った国民健康保険の運営				
	5					
	6					第1回連携会議
	7			第1回運営協議会 【改定素案】	諮問	
	8			↓		財政部会
	9		・パブリックコメント	↓		システム部会
	10		・市町村意見聴取	↓		事務処理標準化部会
	11			第2回運営協議会 【改定案】	答申	保健事業・医療費適正化等部会
	12		・運営方針改定			第2回連携会議
	1					第2期運営方針に基づき 納付金を算定
	2					
	3			第3回運営協議会		
	令和3年度		4	第2期運営方針		
5						
6		第1回運営協議会				
7						